

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
がと
る日)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(社会課)

生活保護法による医療機関の指定(〃)

生活保護法による指定医療機関の廃止(〃)

保険医療機関等の指定(保険課)

保険医の登録(〃)

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件)(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(五件)(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定解除予定(造林課)

土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(六件)(〃)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第百五十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 診療科目 | 診断に係る障害の範囲 | 氏 名 | 勤 務 先 |
|------|--------------|---------|---------------------------|
| 整形外科 | 肢体不自由 | 浪花 紳 悟 | 東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院 |
| 整形外科 | 肢体不自由 | 林 寛 一 | 東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院 |
| 整形外科 | 肢体不自由 | 森 本 兼 人 | 米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院 |
| 整形外科 | 肢体不自由 | 伊 達 伸 也 | 米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院 |
| 整形外科 | 肢体不自由 | 豊 島 良 太 | 米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院 |
| 整形外科 | 肢体不自由 | 折 戸 隆 | 米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院 |
| 外 科 | ぼうこう又は直腸機能障害 | 竹 林 正 孝 | 西伯郡西伯町大字倭三九七 西伯病院 |

| | | | |
|------|------------------|------|--------------------------|
| 内 科 | 心臓機能障害 呼吸機能障害 | 西尾昌憲 | 鳥取市岩倉四六六一二三 西尾内科クリニック |
| 外 科 | 直腸機能障害 小腸機能障害 | 水本清 | 鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院 |
| 外 科 | 心臓機能障害 | 提嶋正 | 倉吉市宮川町一二九 清水病院 |
| 整形外科 | 肢体不自由 | 根津勝 | 倉吉市宮川町一二九 清水病院 |
| 内 科 | 心臓機能障害 | 坂本雅彦 | 鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院 |

鳥取県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西尾 邑次

| | | |
|----------|-------------------|---------------|
| 名 称 | 所在地 | 指 定 年 月 日 |
| 木下産婦人科医院 | 米子市角盤町二丁目九四 | 昭和六十二年十二月二十四日 |
| 船木歯科医院 | 西伯郡中山町塩津字葉砂粉三一三一一 | 〃 |
| 北村歯科医院 | 岩美郡岩美町大字浦富七一―一五三 | 〃 |

| | | |
|-------------------|------------------|--------------|
| 鳥取県東部医師会附属休日急患診療所 | 鳥取市富安一丁目六二 | 昭和六十二年十二月十四日 |
| イッシン薬局 | 米子市富士見町二丁目一二七 | 昭和六十二年十一月十日 |
| 倭加藤調剤薬局一本木店 | 倉吉市山根字一本木六三七―五 | 昭和六十二年十月三十日 |
| 田村内科眼科 | 鳥取市末広温泉町二〇二 | 昭和六十二年十月十九日 |
| 池田医院 | 日野郡日南町笠木一〇三六 | 〃 |
| 諏訪部歯科診療所 | 東伯郡北条町大字弓原二九三―一二 | 〃 |
| 恵齒科医院 | 米子市熊党九九 | 〃 |
| ナカムラ歯科医院 | 鳥取市大覚寺一七六一―一二 | 〃 |
| 熊谷歯科医院 | 鳥取市南吉方一丁目六一 | 〃 |

鳥取県告示第百五十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西尾 邑次

| 名 称 | 所 在 地 | 廢 止 年 月 日 |
|---------------------------|----------------------|------------------|
| 木下産婦人科医 院 | 米子市角盤町二丁目四五 | 昭和六十二年八月二十三 日 |
| 船木歯科医院 | 西伯郡中山町下市三二 | 昭和六十二年八月十五日 |
| 牧田医院 | 倉吉市東町三五七―三 | 昭和六十二年十一月十七 日 |
| 鳥取県東部医師 会附属休日急患 診療所 | 鳥取市戎町三一七 | 昭和六十二年十一月三十 日 |
| イッシン薬局 | 米子市富士見町二丁目一二七 | 昭和六十二年十月三十一 日 |
| 池田医院 | 日野郡日南町笠木一〇三六 | 昭和六十二年五月五日 |
| 諏訪部歯科診療 所 | 東伯郡北条町大字弓原四〇六 | 昭和五十三年六月二十二 日 |
| 恵齒科医院 | 西伯郡日吉津村大字日吉津八 四―一 | 昭和六十二年九月十一日 |
| 熊谷齒科医院 | 鳥取市扇町三〇 | 昭和六十三年八月十日 |

鳥取県告示第百五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保
険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第
二条の規定により告示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|---------------------|-------------|
| 大月歯科医院 | 倉吉市上井三一六―六 | 昭和六十三年一月四日 |
| 有限会社山田薬 局 | 鳥取市田園町四丁目三八五 | 〃 |
| 谷口医院 | 鳥取市南町四二五 | 昭和六十三年一月十四日 |
| 白井眼科医院 | 鳥取市西町四丁目四二五 | 昭和六十三年一月六日 |
| 古賀齒科医院 | 米子市天神町一丁目四八 | 昭和六十三年一月十一日 |
| 稲村齒科医院 | 西伯郡淀江町大字淀江七四三 ―二 | 昭和六十三年一月一日 |

鳥取県告示第百五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局
の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の
登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告
示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|-------|-----------|---------------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 船 木 靖 | 鳥齒第五二七号 | 昭和六十二年十二月二十五日 |

鳥取県告示第百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|--------|-----------|-------------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 小松原 敬子 | 鳥国業第六五六号 | 昭和六十二年十二月二日 |

鳥取県告示第百五十六号

倉吉市長坂町五三六山本厚ほか十二人の者が共同（長坂共同施行）して行う土地改良事業に係る長坂地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年二月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十七号

関金町が行う土地改良事業に係る野添地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律

第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十三日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

関金町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十八号

日野町が行う土地改良事業に係る貝原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十三日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

日野町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十九号

関金町が行う土地改良事業(地域農業拠点整備事業野添地区農用地造成)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

関金町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業野添地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

福部村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業細川（前田）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十二号

江府町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業下蚊屋地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十三号

北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）田井地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条

の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十四号

青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業絹見地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市字芸才寺三五八三の六から三五八三の八まで

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、米子市皆生新田第三土地区画整理組合の解散を昭和六十三年二月五日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、三朝町から三朝都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十條第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に關する工事のしゅん功を認可したので、同條第二項の規定により告示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和六十一年二月二十六日

鳥取県指令受河第二百十七号及び鳥取県指令受港第六十三号

三 しゅん功認可の年月日

昭和六十三年二月十日

四 埋立区域

昭和六十一年二月二十六日付鳥取県指令受河第二百十七号及び受港第六十三号による免許に係る埋立区域のうち次に掲げる区域

(一) 位置

その二

鳥取市港町一三地先の昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域の東側地先公有水面

(二) 区域

一次の⑬の地点から⑭の地点までを順次に直線で結んだ線並びに⑬の地点と⑯の地点とを結ぶ昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス〇・三九メートルにより決定)により囲まれた区域

⑬の地点 鳥取市賀露町字中の瀬地先鳥取港灯台(北緯三五度三二分二三・〇九秒東経一三四度一分一一・七二秒)から一

〇六度四四分〇八秒七四〇・一九メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三四五度二八分一三秒一八七・〇〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二五五度二八分〇・五一メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三四五度二八分一六秒三・〇〇メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から七五度二七分四八秒一五〇・〇〇メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から七五度二七分四八秒一五〇・〇〇メートルの地点

の地点

の地点

㊦の地区 ㊧の地区から一五八番二四六一四番二二一六・〇二一メートルの地区

㊨ 国費

やの二 三三、七五七・二二五方メートル

五 照送区轄の照査報告

蔵持正彦所

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和63年2月12日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

| 区分 種別 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|----------|---------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 初心者講習 | 昭和63年3月24日 午前10時30分から 午後4時00分まで | 米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室 | 米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者 |
| 経験者講習 | 昭和63年3月3日 午後1時30分から 午後4時00分まで | 米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室 | 米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者 |
| 経験者講習 | 昭和63年3月9日 午後1時30分から 午後4時00分まで | 倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室 | 倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者 |
| 経験者講習 | 昭和63年3月29日 午後1時30分から 午後4時00分まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟1階第18会議室 | 岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者 |
| 経験者講習 | 昭和63年4月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで | 米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室 | 米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者 |

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 経験者講習</p> <p>鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者 イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者 ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者</p> <p>4 講習時間及び講習科目</p> <p>(1) 講習時間 ア 初心者講習 4時間 イ 経験者講習 2時間30分</p> <p>(2) 講習科目 ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い</p> <p>5 考査 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。</p> <p>6 受講申込手続 定所の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。</p> <p>7 講習手数料及び納付方法 (1) 初心者講習 3,000円 (2) 経験者講習 1,500円</p> | <p>(3) 納付方法</p> <p>受講申込みの際(1)、(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲・刀剣類関係手数料納付書にはり付けること。この場合、消印しないこと。</p> <p>8 携行品 筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆等)</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】